

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」に係る報告

重点検討項目①：環境教育等の取組及びそれらの連携の強化に向けた取組

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりを統合的に進めるためには、身近なところから意識や行動を変えていくことが重要である。そのためには、あらゆる年齢階層に対するあらゆる場・機会を通じた環境教育等の推進が必要である。また、コーディネーターの育成・活用等を通じた各主体間、地域間の継続的な連携促進を行うことが必要である。このような観点から、以下の項目について関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 学校や社会における ESD の理念に基づいた環境教育等の取組、及び政府、企業、NPO などの連携促進に向けた取組
- b) 環境教育関係者や指導者の育成・支援

① 環境基本計画における基本的方向

- 幼児から大人まで、あらゆる年齢階層に応じた環境教育・環境学習の機会を通じて、他者と対話し、行動できる力などの「未来を創る力」、環境についての知識、技能、マインドなどの「環境保全のための力」を育て、それをいかす場を広げる。

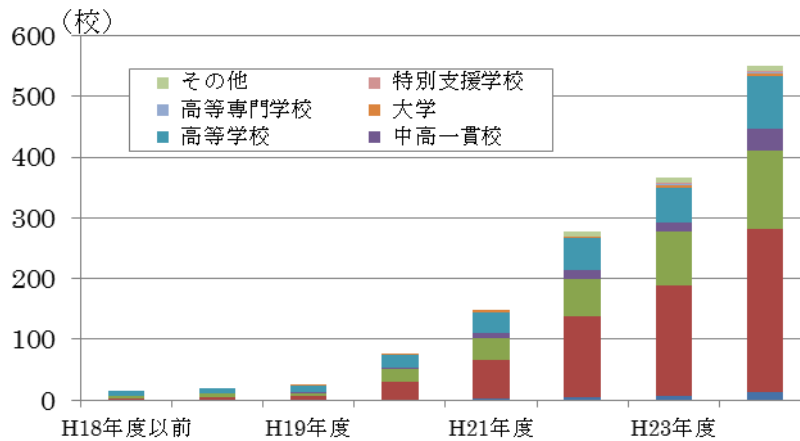
また、地域がその向かうべき方向性や目標を共有し、より良い環境・地域を創ろうとする意識・能力を高めるとともに、コーディネーターによる各主体の継続的なパートナーシップの形成に努め、地域全体としての環境保全に向けた活力の強化を図る。また、地域づくり・人づくりの先進的な取組を他の地域へ広げていくような地域間のネットワークも構築する。

② 現状分析

- 学校や社会における ESD の理念に基づいた環境教育等の取組の状況として、持続可能な開発のための教育（ESD）の推進拠点と位置付けられているユネスコスクールの加盟校数が、小学校を中心に、年々増加している。なお、加盟校数の約半数は小学校となっている。また、地域社会や地球規模の課題解決に向けた住民と地域の力の向上を目指す「+ESD プロジェクト」の登録数は、平成 24 年度末で約 200 件となっている。
- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」において地方公共団体の努力義務とされている環境教育、協働取組等の推進に関するの行動計画を策定している地方公共団体は、平成 25 年 4 月末時点で 14 件となって

いる。

〈ユネスコスクールの加盟校数〉



出典：文部科学省 第127回日本ユネスコ国内委員会教育小委員会（平成24年7月2日）配付資料及び第129回日本ユネスコ国内委員会教育小委員会（平成25年5月9日）配付資料より作成

③主な取組状況等

国は、家庭、学校、地域、企業等の様々な場における環境教育の取組や組織・ネットワークづくりを支援することが重要である。

このような考えの下に、以下のような取組を行った。

〈学校や社会における ESD の理念に基づいた環境教育等の取組、及び政府、企業、NPO などの連携促進に向けた取組〉

〈環境教育等の取組及びそれらの連携の強化に向けた取組〉環境省

○ 平成23年6月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が成立し、国は学校や地域等における環境教育の充実や環境教育を推進する仕組みの強化等を図ることが求められていること、さらに平成24年に閣議決定された「第四次環境基本計画」（4月）、「第二次環境教育等基本方針」（6月）等を踏まえ、環境教育の強化を総合的に進める必要があることから、関係省庁と連携し、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境教育を推進した。

・ 平成24年度の具体的な取組は以下の通り。

- ① 幅広い層を対象にニーズに応じた教材やコンテンツ等を提供するデータベースの提供
- ② ESD 活動の拡がりやつながりを推進するプロジェクトの推進（全国2箇所）
- ③ 事業者や市民団体等に対して環境保全活動等に関する助言を行う環境カウンセラーの活動の促進
- ④ 関係省庁や地方自治体との連絡会議や環境教育に関する調査等の

実施

- ・平成25年度は、上記①について拡充した取組を行うとともに、それ以外の取組も引き続き実施する。さらに、新規施策として、家庭における環境教育の実践の推進、法改正に伴う新たな認定制度による取組（体験の機会の場合など）の促進を行う。

＜環境教育の実践普及＞ 文部科学省

- 環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図るため、以下の取組を実施した。
 - ①環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（グローブ）への参加
 - ・平成24年度は、全国15校のグローブ指定校がグローブ活動を実施し、平成25年度は16校をグローブ指定校として指定した。
 - ②環境教育に関する実践発表大会（全国大会）の開催
 - ・平成24年度は、全国から教職員等約120名が参加した。
 - ③環境教育・環境学習指導者養成基礎講座の実施
 - ・平成24年度は、環境省と連携し全国2カ所で実施した。

＜日本／ユネスコパートナーシップ事業＞ 文部科学省

- 我が国におけるユネスコ活動の振興を図るために国内の学校、教員養成機関、研究機関、NPO等と連携して研修セミナー・国際会議等を実施した。具体的には、ユネスコスクールに関する取組の支援及び「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」に向けたESDの取組を実施した。
 - ・平成24年度は、ユネスコスクール全国大会や地域交流会等を開催し、ユネスコスクール間の交流を図るとともに、世界会議へ向けた広報戦略を策定するなど9団体に委託した。国内のユネスコスクールは平成25年6月現在で583校に達している。
 - ・平成25年度はユネスコスクール全国大会・地域交流会等を開催するとともに、世界会議に向け積極的な広報活動を展開するため12団体に委託した。また、平成26年（2014年）11月に愛知県・名古屋市、岡山市で開催される「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」へ向け、当該事業を通し、ESDの推進拠点であるユネスコスクールの質・量両面の更なる充実を図るとともに、ESDについて国民の認知度が低い現状に対してより一層普及・促進を図る。

＜青少年の体験活動の推進＞ 文部科学省

- 青少年の体験活動の推進を図るため、家庭や企業などへの普及啓発に取り組んだ。具体的には「体験の風をおこそう推進運動」として、毎年10月を「体験の風をおこそう推進月間」に設定し、青少年関係団体間の連携を図りつつ、全国的な事業展開を図った。

- ・ 農山漁村における農業体験や自然体験活動等の教育効果を高めるとともに、青少年が安心・安全に体験活動を実施できるための自然体験活動指導者の養成を、平成 20 年度からの 5 年間で 2 万人を目標として実施し、平成 24 年度末で目標を達成した。
- ・ 平成 25 年度は、企業 CSR シンポジウム等を新たに実施する予定である。

〈(独)国立青少年教育振興機構を中心とした自然体験活動等の機会と場の提供〉**文部科学省**

- (独)国立青少年教育振興機構の国立青少年教育施設において、立地条件や各施設の特徴を活かして、自然体験活動等の機会と場を提供した。また、同機構に設置している「子どもゆめ基金」により、民間団体が実施する様々な体験活動等への支援を行った。
 - ・ 青少年及び青少年教育指導者等の利用団体に対して学習目的に応じた主体的・効果的な様々な体験活動の場と機会、情報を提供するとともに、教育効果の高い活動プログラムの提案など積極的な相談や学習支援を行い、平成 24 年度は年間約 395 万人が利用した。
 - ・ 平成 24 年度は「子どもゆめ基金」による助成により、3,433 件（採択件数）の様々な体験活動等を支援した。
 - ・ 平成 25 年度も引き続き、上記の取組を実施している。

〈子ども農山漁村交流プロジェクトの推進〉**農林水産省**

- 学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」を実施するための取組をモデル的に支援した。
 - ・ 平成 20 年度から平成 24 年度までに、全国 141 の受入モデル地域において、約 12 万 4 千人の小学生が宿泊体験を実施した。

〈遊々の森〉**農林水産省**

- 学校等による森林環境教育の推進に寄与するため、豊かな森林環境を有する国有林野において、学校等と森林管理署長等との間で、様々な体験活動や学習活動を行うフィールドとして国有林野を継続的に利用できる協定を結ぶことにより、継続的に多様な体験活動が展開できる場を積極的に提供した。
 - ・ 平成 23 年度末時点で 175 箇所の「遊々の森」を設定した。（平成 14 年度から実施）

〈海辺の自然学校〉**国土交通省**

- 港湾の良好な自然環境を活かし、児童や親子を対象に自然体験プログラム（「海辺の自然学校」）を、地域の自治体、教育機関、NPO 等と連携して開催し、環境教育を進めた。また、自然体験プログラムの開催ノウハウを、地

域の自治体、教育機関、NPO等が蓄積することで、自ら実施できる体制を整備した。

- ・平成24年度は「海辺の自然学校」を全国13箇所ですべて16件開催した。

＜環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業＞**文部科学省、経済産業省、国土交通省**

○環境を考慮した学校施設（エコスクール）を普及・啓発するため、文部科学省が農林水産省、経済産業省及び国土交通省と連携して、パイロット・モデル事業を実施した。具体的には、内装の木質化については農林水産省と、太陽光発電及び熱利用設備等については経済産業省と、建築物の省CO2化については国土交通省とそれぞれ協力しつつ、環境教育の教材として活用できる環境を考慮した学校施設の整備に対し国庫補助を行った。

- ・平成24年度は112校を認定した。
- ・平成25年度は81校を認定した。（平成25年6月現在）

＜資源循環政策普及広報事業＞**経済産業省**

○資源の確保・再資源化、循環型社会の推進への要請等、3R推進の国民への普及啓発の重要性が一層増していることに加え、循環型社会形成推進基本計画にも、3Rに関する情報発信と普及啓発の重要性が記載されていることから、循環型社会形成に関する法制度の概要と個別分野の3R動向を年度ごとにとりまとめ、広く国民に循環型社会形成に向けた政府の取組と現状を紹介した。

- ・平成24年度は、ハンドブック3,000部を印刷するとともに、3R・環境に関心のある個人やリサイクル関係団体、都道府県等に配布したほか、希望者にも配布した。また、電子データをインターネット上で公開し、半年間で3,000部を配布した。
- ・平成25年度も、昨年より増刷し、6月に発刊した。

＜省エネルギー設備導入等促進広報事業＞**経済産業省**

○産業部門、民生部門、運輸部門等の省エネルギーに関する情報を広告・イベント・ウェブページ・パンフレット等により国民各層に情報提供を行った。

- ・平成24年度は、省エネルギーの推進主体となる国民各層の理解と協力を得るため、きめ細かな情報提供及び普及啓発活動等を実施した。（事業件数21件）

＜新エネルギー等設備導入促進広報事業＞**経済産業省**

○新エネルギーの導入に係る意義及びそれを促進するための制度に関する情報を事業者、自治体及びその他国民各層に提供するとともに、新エネルギーに対する理解を深めた。これにより、国民各層における新エネルギーの加速的導入の実現を図るとともに、昨年7月に開始された固定価格買取制度の円滑な運用に貢献した。

- ・ 平成 24 年度は、展示会やシンポジウムの開催、フェイスブックやツイッターの活用を通じて幅広い層に対して周知徹底を図るとともに、さらに関心のある層に対してはウェブサイトにて新エネルギーに対する理解促進を深めるコンテンツを作成した。特に、平成 24 年度については、固定価格買取制度の周知を行うため、制度説明会やシンポジウムを全国で 55 回開催するとともに、交通機関を利用した広告やインターネット・ラジオ・新聞での広告を行った。また、新エネルギーを実感してもらうため、エネママカフェやエネルギーパークツアーなどの新たな取組も開始した。

＜地球環境問題に関する知識の普及啓発＞国土交通省

- 地球環境問題に関する最新の科学的知見やその対策等に関する知識の普及を目的として「気候講演会」を開催するとともに、世界及び日本の気候変動、温室効果ガス、オゾン層等の状況について最新の情報を「気候変動監視レポート」として公表した。
 - ・ 平成元年より、毎年一般向けに「気候講演会」を開催しており、平成 24 年度は 2 回開催した。
 - ・ 平成 8 年より毎年「気候変動監視レポート」を発行しており、最新のものは、平成 25 年 7 月に平成 24 年（2012 年）の状況を取りまとめた「気候変動監視レポート 2012」を公表した。

＜防災気象情報等に関する知識の普及啓発＞国土交通省

- 気象や地震、地球環境等に関する知識の普及と防災情報の有効な利用の促進を図ることを目的として、全国の地方気象台等が「防災気象講演会」を開催した。
 - ・ 平成 24 年度は全国の気象台等での講演会を計 47 回実施し、1 万人以上が聴講した。25 年度も引き続き全国で計画・実施中である。

＜里地里山保全活動支援業務＞環境省

- 里地里山の保全活用の促進を図るため、NPO、ボランティアなどの活動団体等を主たる対象として、専門家を交え実践的な保全再生計画づくりや作業技術を向上させるなどの技術研修会を開催し、保全活動における課題や技術的方策を整理し情報発信等を行うことを目的として実施した。
 - ・ 平成 24 年度は、里なび研修会を全国 5 箇所で開催し、さらに、里地里山保全活用に関するホームページ（里なび HP）にて、研修会の結果及び保全活動に係る課題や解決のための手法等の情報発信を行った。

＜「国連生物多様性の 10 年」推進事業＞環境省

- 国連では愛知目標の実現に向けた取組を強化するため、平成 23 年（2011 年）から平成 32 年（2020 年）までの 10 年間を「国連生物多様性の 10 年」と定めており、また、日本は COP10 議長国として、COP10 の成果である愛知目標の実現に率先して取り組んでいくことが国際的に求められていること

から、「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」を設立し、各セクターの取組やセクター間の連携を継続的に促進するとともに、国内外に発信することで、愛知目標の実現を着実に推進していく。

具体的には、「国連生物多様性の10年」や生物多様性に関する我が国の取組について普及啓発を行うための資料・広報ツール等の制作等を行う。

- ・ 平成24年度は、生物多様性全国ミーティング、生物多様性地域セミナー、委員会が推奨する連携事業の認定、推薦図書等の選定、Webサイトやパンフレット等による情報発信等を実施した。

＜地域連携保全活動の推進＞**環境省**

- 地域における多様な主体が連携した生物多様性の保全のための活動を促進するため、活動のための体制整備が不十分な地域において地域の特性に応じた活動を行うための情報の充実や理解の向上を図るとともに、生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動協議会の設立への気運醸成・支援を図った。さらに、多様な地域・空間で取り組まれている活動や、多様な主体との連携により地域の活性化につながっている活動の優良事例、協議会や多様な主体による連携・協力のあっせん等を行う地域連携保全活動支援センターの活動に関連する情報を収集・分析して全国へ発信した。
- ・ 平成24年度は、生物多様性地域連携促進セミナーを全国3箇所で実施した。また、生物多様性及び生物多様性地域連携促進法に関するウェブサイトを作成した。

＜NGOとの連携によるODA事業＞**外務省**

- 開発途上国・地域で活動しているNGO等が実施する人づくり分野等の事業に対し、資金協力を行った。
- ・ 平成24年度は、平成23年度に引き続き我が国のNGOの住民参加の就労支援事業や学校運営事業等に対する資金協力を実施することで、開発途上国・地域におけるESDの普及と活性化を促進した。また、かかる人づくり分野等の事業の企画、評価等に対するNGOへの支援（NGO事業補助金）を行い、日本のNGOの専門性・能力強化を支援することで、ESDを実践する日本のNGOの環境整備を図った。

《環境教育関係者や指導者の育成・支援》

＜環境教育等の取組及びそれらの連携の強化に向けた取組＞**環境省**（一部再掲）

- 平成23年6月の「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、環境教育等促進法）の成立により、国は学校や地域等における環境教育の充実や環境教育を推進する仕組みの強化等を図ることが求められていること、さらに平成24年に閣議決定された「第四次環境基本計画」（4月）、「第二次環境教育等基本方針」（6月）等を踏まえ、環境教育の強

化を総合的に進める必要があることから、関係省庁と連携し、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境教育を推進した。

- ・ 平成 24 年度の具体的な取組状況は以下の通り。
 - ① 教職員や地域の環境活動リーダーを対象に ESD や環境教育に関する研修の実施（全国 2 箇所）
 - ② 産学官民により設立されたコンソーシアムによる環境人材育成のための教材作成やプログラムの実施
 - ③ 環境教育等促進法による人材認定等事業等、各認定・登録制度の着実な実施

＜環境教育の実践普及＞ 文部科学省（一部再掲）

- 環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図るため、環境教育・環境学習指導者養成基礎講座を開催した。
- ・ 環境教育・環境学習指導者養成基礎講座については、環境省と連携し、平成 24 年度に 4 回実施した。

＜青少年の体験活動の推進＞ 文部科学省

（※再掲のため、内容は省略）

＜子ども農山漁村交流プロジェクトの推進＞

＜遊々の森＞

以上、農林水産省

（※再掲のため、内容は省略）

＜資源循環政策普及広報事業＞

＜省エネルギー設備導入等促進広報事業＞

＜新エネルギー等設備導入促進広報事業＞

以上、経済産業省

（※再掲のため、内容は省略）

＜海辺の自然学校＞

＜地球環境問題に関する知識の普及啓発＞

＜防災気象情報等に関する知識の普及啓発＞

以上、国土交通省

（※再掲のため、内容は省略）

重点検討項目②：持続可能な地域づくりのための地域資源の活用及び地域間の交流等の促進

持続可能な地域づくりに向けては、地域に存在する資源を発見し、それらを適性かつ最大限に活用するとともに、地域特性を踏まえた環境負荷の少ない社会資本の整備、維持管理などを進めることが重要である。特に、東日本大震災に伴う自立・分散型エネルギーシステムの構築への期待の高まりや、地域の活性化等が重要であることから、以下の項目について関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 持続可能な地域づくりのための、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用促進の取組
- b) エコツーリズムや地域おこし等の、地域の文化、自然とふれあい、保全・活用する機会を増やすことを念頭に置いた、地域間での交流や広域的なネットワークづくりの促進の取組

② 環境基本計画における基本的方向

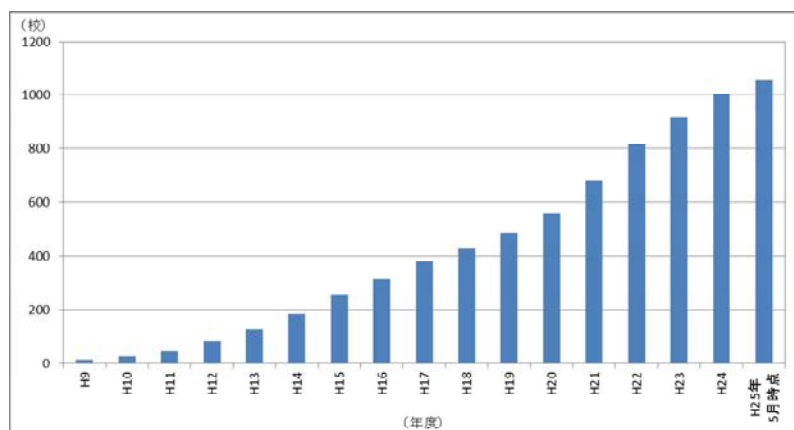
- 地域に存在する資源を発見し、それらを適正かつ最大限に活用するとともに、地域特性を踏まえた環境負荷の少ない社会資本の整備、維持管理などを進めることにより、地域の環境負荷の低減、自立・分散型エネルギーシステムの形成、地域社会の活性化を図る。
- 同時に、あらゆる階層、世代においてこれらの取組の担い手を育成し、知見や技術の将来世代への継承を推進する。

③ 現状分析

- 環境負荷の低減に貢献するだけでなく、児童生徒の環境教育の教材として活用することもでき、さらには地域の環境教育の発信拠点としても先導的な役割を果たす、環境を考慮した学校施設（エコスクール）のパイロット・モデル事業は、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と連携して実施しており、平成9年の事業開始以来、平成25年5月時点で1,453校が認定されている。この事業では、太陽光発電型、太陽熱利用型、その他新エネルギー活用型（風力発電、地中熱利用など）の新エネルギー利用に関する事業のほか、屋上緑化等を行う自然共生型、リサイクル建材の利用等を行う資源リサイクル型などの様々な事業があり、そのうち新エネルギー利用に関する事業として認定された認定校数は、年度により差はあるが、平成21年度以降は80校以上で推移しており、累積の認定校数は平成25年5月時点で1,055校となる。

- 持続可能な地域づくりのための地域資源の活用（農産物の地産地消、エコツーリズム・地域の文化・自然とのふれあい等の機会の提供、など）を一部でも行っている地方公共団体（都道府県、政令指定都市、東京都特別区及び市区町村）の割合は、平成24年度の環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査（環境省）によると約56%で、都道府県のみで見ると約91%となっている。また、「持続可能な地域づくりのための地域資源の活用」を行っている地方公共団体のうち、事業者、住民又は住民団体、民間団体（環境NPO等）のいずれかと連携していると答えた割合は約61%で、都道府県のみで見ると約78%となっている。

＜エコスクールパイロット・モデル事業の認定実績＞



出典：文部科学省 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進 「エコスクールパイロット・モデル事業の認定実績 認定実績（平成9年度～平成25年度）」より作成
 ※太陽光発電型、太陽熱利用型、その他新エネルギー活用型のいずれかで認定された認定校数を累積で示したもの

④主な取組状況等

国は、地域資源の利活用の推進、環境負荷の少ないライフスタイルの実現に向けた制度の構築や支援・誘導施策の実施を進めていくことが重要である。

このような考えの下に、以下のような取組を行った。

＜持続可能な地域づくりのための、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用促進の取組＞

＜農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業＞農林水産省

- 農山漁村において、太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力発電の事業を円滑に開始・運営するための地域協議会の開催や地域での合意形成のための取組等への支援（全国10カ所で実施）を行うとともに、農林漁業者等の

参画を得た再生可能エネルギー電気の供給モデルの構築に必要な施設整備への支援（全国2カ所で実施）を行った。（平成24年度で事業終了）

＜地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業＞農林水産省

- 農林漁業者等が参画し、農山漁村の資源を活用して行う再生可能エネルギー発電事業で得られた収入を地域の農林漁業の発展に活用するモデル的な取組の構築への支援を行う。平成25年3月に基金を造成し、基金管理団体からの公募により助成事業者を3地区選定した。（平成25年6月末現在）

＜小水力等再生可能エネルギー導入推進事業＞農林水産省

- 小水力等発電施設の計画的整備を促進するため、都道府県単位でポテンシャルの高い地点を明らかにした基本整備計画の策定、小水力等発電施設の整備に係る概略設計、各種法令に基づく協議の取組等への支援を実施した。
 - ・ 平成24年度は、小水力等発電施設の導入可能性の検討を全国で81件実施した。

＜木質バイオマス利用施設等整備（森林整備加速化・林業再生基金）＞農林水産省

- 木質バイオマスの供給・利用を促進するため、①木質バイオマスによる熱供給の取組については、木質バイオマスボイラー等の施設整備に対し補助、②木質バイオマス発電の取組については、地域協議会への支援、発電施設整備に係る資金融通を行った。
 - ・ 平成24年度は、補正予算で措置された森林整備加速化・林業再生基金898億円について、平成24年度末までに、都道府県に対し全額交付済みである。各都道府県は、平成21年度に設置した基金を活用し、平成25年度までの事業として実施している。

＜「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素まちづくりの推進＞国土交通省

- 東日本大震災を契機としたエネルギー需給の変化等に対応し、低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進する観点から平成24年度に制定した「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、都市機能の集約化とこれと連携した公共交通機関の利用促進、再生可能エネルギーの利用などに取り組む低炭素まちづくりを推進した。
 - ・ これまでに3都市（北海道下川町、長野県小諸市、兵庫県川西市）において低炭素まちづくり計画が作成された。

＜河川等における小水力発電の推進＞国土交通省

- 再生可能エネルギーの導入拡大に資するため、小水力発電に係る規制緩和、小水力発電設備の設置等以下の取組を行った。
 - ・ 小水力発電（1,000kW未満）の水利使用について、特定水利使用から除

外するなどの水利使用区分の見直しを行う政令改正を実施し、水利使用手続を簡素化（平成 25 年 4 月 1 日施行）。また、河川法改正により農業用水等を利用した従属発電について登録制度を創設（平成 25 年 6 月 12 日公布。公布の日から 6 月以内施行）し、水利使用手続の簡素化・円滑化を実施した。

- ・ 地方整備局等に相談窓口を設置し、小水力発電のプロジェクト形成の支援を実施した。
- ・ 直轄管理ダム等においては、水力を活用する管理用発電設備を順次導入しているところであるが、全ての直轄管理ダム等で改めてダム管理用発電の導入可能性の総点検を実施し、積極的導入。
- ・ 「既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン（案）」を作成し、これを基に砂防堰堤を活用した小水力発電の導入を支援した。

＜下水道における再生可能エネルギーの導入促進＞国土交通省

- 下水道における再生可能エネルギーの導入を促進するため、社会資本整備総合交付金による支援、下水道における創エネ対策に係る革新的技術の実証・普及を推進した。
- ・ 全国の下水处理場において、平成 23 年度実績で、消化ガス発電 41 箇所、太陽光発電 34 箇所、小水力発電 10 箇所が導入された。また、平成 24 年度において、下水道革新的実証事業（B-DASH プロジェクト）として、下水汚泥の固形燃料化技術や下水熱利用技術に係る実証事業を採択した。

＜チャレンジ 25 地域づくり事業（平成 25 年度より、「低炭素地域づくり集中支援モデル事業」へ名称変更）＞環境省

- 温室効果ガスの削減に向けて、地域の幅広い関係者が協力しつつ、先進的な対策の実証や対策技術の集中導入に取り組むことが有効であることから、効果検証がなされていない先進的対策の事業性等の地域における実証事業や、地域特性を踏まえて複数技術を組み合わせた集中導入等、全国のモデルとなるような低炭素地域づくりを集中的に支援する事業を実施し、全国的展開を目指す。
- ・ 平成 24 年度は全国 19 箇所において事業を実施した。平成 25 年度も引き続き全国 19 箇所において事業を実施する。

＜低炭素化に向けた事業者連携型モデル事業＞環境省

- 温室効果ガスの削減対策を推進するためには、先進的な設備を導入するだけでなく、事業者間の創意工夫による相互連携した取組も効果的であることから、①削減効果が確認されている対策の共同導入、②既存設備の能力の最大限活用、③相互連携システム構築の組合せ、により、温室効果ガス 25%削減を検証した。
- ・ 平成 24 年度は、全国 1 箇所において事業を実施した。（平成 25 年度に繰越、既に事業終了）

＜地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業＞

環境省

- 再生可能エネルギー等の導入を飛躍的に高め、かつ災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる地域づくりを全国に展開させるため、自立・分散型エネルギーシステムを導入した災害に強く低炭素な地域づくりの先進的なモデルを具体的に形成した。
 - ・ 平成 24 年度は、全国 5 箇所において事業を実施した。

＜地域資源の活用と環境負荷の少ない社会資本の整備・維持管理＞ 環境省

- 社会活動の基盤であるエネルギーの確保について、東日本大震災を経て自立・分散型エネルギーシステムの構築への期待が高まっていることを踏まえ、モデル事業の実施等を通じて、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、資源の循環利用を進めた。
 - ・ 平成 24 年度は、長崎県五島市杓島沖で浮体式洋上風力発電実証事業を実施し、我が国初となるパイロットスケール（100kW）の小規模試験機の設置・運転を行った。地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進するため、地域調和型エネルギーシステム推進事業（農林水産省連携事業）6 件、地域主導による再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業 16 件等を実施した。
- 資金調達等が課題となって低炭素化が進まない老朽不動産等について、国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、民間の資金やノウハウを活用して耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成（改修・建替え・開発事業）を促進した。
 - ・ 耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成のための官民ファンドの創設に向け、基金設置法人の公募を行い、耐震・環境不動産支援基金の造成を実施した。

＜災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業＞ 国土交通省

- 港湾における再生可能エネルギーの利活用を推進するため、港湾の低炭素化に加え、非常時においても港湾への電力供給を可能にするシステムの実証事業を環境省と連携して実施した。
 - ・ 平成 24 年度は、公募により選定した 5 事業者へ委託を行った。

＜港湾における洋上風力発電の導入円滑化＞ 国土交通省

- 民間事業者による洋上風力発電事業について、港湾への参入円滑化を図るための環境整備を行った。
 - ・ 平成 24 年度は、港湾において着床式洋上風力発電の導入円滑化を図るため、港湾区域内での導入可能な区域の設定から事業者の公募・選定まで、統一的な手順を示したマニュアルを関係省庁の協力のもと策定した。

《エコツーリズムや地域おこし等の、地域の文化、自然とふれあい、保全・活用する機会を増やすことを念頭に置いた、地域間での交流や広域的なネットワークづくりの促進の取組》

＜エコツーリズムの推進＞環境省

○ エコツーリズムの普及・定着のため地域協議会等へ技術的な助言や指導等を行うとともに、自然観光資源の発掘、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成等を通じて、エコツーリズムを推進することにより、国民の自然体験の機会を広げ、地域の再生・活性化に貢献する。

- ・ 平成 24 年度は、エコツーリズム推進全体構想（※）を新たに 2 件認定し、地域コーディネーター活用事業交付金により 24 のエコツーリズム推進協議会を支援した。さらに、アドバイザー派遣事業により、全国 20 の地域へ技術的な助言や指導等を行い、エコツーリズムガイド育成事業において 79 名のガイドを育成する等を行った。
- ・ 平成 25 年度も各事業の実施に向け準備を進めているところである。

※「エコツーリズム推進全体構想」

エコツーリズム推進法に基づき市町村が、エコツーリズムを推進する地域、エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源の名称及び所在地、エコツーリズムの実施の方法等を定め、主務大臣（環境大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、文部科学大臣）の認定を受けたもの。

＜グリーン・ツーリズムの推進＞農林水産省

○ 農山村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動である「グリーン・ツーリズム」を推進し、都市と農村、漁村を多方向で行き交う新たなライフスタイルの実現を目指す。

- ・ 平成 24 年度は「食と地域の交流促進対策交付金」により、集落ぐるみのグリーン・ツーリズム等多様な都市農村交流の促進に取り組む 229 地域を支援した。
- ・ 平成 25 年度は、グリーン・ツーリズム等の都市と農山漁村の共生・対流を促進する地域の手づくり活動について、外部人材の活用や活動拠点施設の整備を含めた、総合的な取組を支援する。

＜川の魅力をいかした地域づくりの推進＞国土交通省

○ 地域の文化、自然とのふれあい、保全・活用する機会を増やすため、地域と連携を図りながら、川の魅力をいかした地域づくりを推進するにあたり、下記の施策を実施した。

- ・ まちづくりと一体となった水辺空間の整備等のハード面と規制緩和等のソフト面の両面から支援・推進
- ・ 河川の水質浄化の実施

＜森林・林業体験交流促進対策＞農林水産省

- 森林環境教育の一層の推進を図るため、農山漁村における体験活動とも連携し、国有林野におけるフィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成を実施した。
 - ・ 平成 24 年度末時点で 20 箇所において、フィールドの整備や学習・体験プログラムの作成を実施した。

＜ナショナル・トラスト運動の促進＞環境省

- 生物多様性の保全を目的としてNPO等が活動を行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得（ナショナル・トラスト運動等）が促進されるよう、情報の提供や助言等の必要な援助を実施した。
 - ・ 平成 24 年度は、ナショナル・トラスト運動に伴う税制上の優遇措置が受けられる自然環境保全法人の認定（1 件）を行うとともに、環境省ウェブサイトにおいて、「ナショナル・トラスト活動に係る税制上の優遇措置（通知）」「ナショナル・トラストの手引き」「各種パンフレット」等について情報提供を実施した。